



消 防 消 第 1 9 7 号
平成 2 1 年 7 月 8 日

各都道府県消防防災主管部長
各政令市消防本部警防部長
東京消防庁警防部長

殿

消防庁消防・救急課長



消防職団員の教育訓練時における安全管理等の再徹底について

消防職団員の教育訓練時における安全管理等については、本年5月の水難救助訓練中の事故を受け、既に「救助訓練等に係る事故防止の徹底について」（平成21年5月12日消防参第126号消防庁国民保護・防災部参事官通知）により、安全管理の徹底をお願いしたところではありますが、7月には消防学校の教官が死亡するという事故が発生しました。

これらの原因等の詳細については現在調査中ですが、教育訓練時や警防活動時等においては、常に事故防止のための安全管理及び健康管理の徹底に配慮し、積極的に取り組むことが必要です。

さらに、これからの季節における熱中症対策としては、全国消防学校長会での平成20年度における検討状況や、厚生労働省や環境省から発出されている熱中症予防対策の資料等を踏まえて、さらなる措置を講じるようお願いします。

貴職におかれましては、各消防学校及び消防本部に対し、健康管理を含めた安全管理体制について再度見直すようご指導いただき、万全を期されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

参考：厚生労働省「職場における熱中症の予防について」

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/06/h0616-1.html>

環境省「熱中症環境保健マニュアル」2009年6月改訂版

http://www.env.go.jp/chemi/heat_stroke/manual/full.pdf